

資 料

（金融証券税制）

目 次

・ 上場株式等の配当及び譲渡益に係る税率の規定（イメージ）	1
・ 金融所得課税の一体化についての基本的考え方（抄）	2
・ 「金融所得課税の一体化」に向けた取組み	4
・ 主な金融商品の税率	5
・ 日経平均株価（月末終値）の推移と株式市場に係る税制上の措置	6
・ 不良債権（金融再生法開示債権）の推移（主要行）	7
・ 近年における経済活性化のための税制上の措置について	8
・ 上場株式等の配当、譲渡益に対する時限的優遇税率の継続に関する論点	9
・ 平成15年度改正により廃止された長期保有上場特定株式等の100万円特別控除について	10
・ 金融所得課税の一体化についての基本的考え方（抄）	11
・ 平成19年度税制改正要望項目（平成18年8月 金融庁）より	13

上場株式等の配当及び譲渡益に係る税率の規定(イメージ)

○ 本則

株式等の配当及び譲渡益に係る税率は、**20%**とする。

○ 時限的特例規定

上場株式等の配当(大口を除く。)及び譲渡益に係る税率については、平成**15**年(度)から**19**年(度)までの間は、**10%**とする。

⇒ 現行条文: 期限到来により、10%→20%となる。

(注) 条文は、参考資料12頁参照。

金融所得課税の一体化についての基本的考え方（抄）

平成 16 年 6 月
政府税制調査会
金融小委員会

一 金融所得課税一体化の意義

（１）背景・内容

我が国ではこれまで高い貯蓄率の下、潤沢な家計金融資産のストックが築き上げられてきた。しかし、少子高齢化の進展から、近年、貯蓄率は顕著な低下傾向を示している。今後の人口減少社会においては、貯蓄率の反転上昇による金融資産の増加を期待することは難しく、むしろ現存する金融資産を効率的に活用することこそが、経済の活力を維持するための鍵である。一方、従来、我が国においては、家計金融資産の大宗は預貯金であり、株式や株式投資信託の占める割合は、主要諸外国に比べても低くなっている。

こうした状況の下において、「貯蓄から投資へ」の構造改革が進められてきている。金融・証券税制についても、いわゆるプロの投資家だけでなく、今まで「貯蓄」を中心に資産運用を行っていた一般の個人にとって、より一層「投資」を行い得る環境を整備する政策的要請がある。

まず、金融商品の中から、税負担の違いに左右されず、それぞれのニーズに応じて投資先を選択できるよう、金融商品間の課税の中立性が要請される。また、一般の個人投資家が、投資判断を行うためには、簡素でわかりやすい税制であることが求められる。さらに、これまで株式投資になじみのない一般の個人投資家が投資を行いやすくするためには、投資リスクの軽減を図ることも必要である。

このような観点から、一般の個人の「投資」対象である上場株式や公募株式投資信託に対する投資利便性を高めるため、金融所得課税の一体化に取り組んでいくことが重要である。その具体的内容としては、金融所得の間で課税方式の均衡化をできる限り図ること、金融所得の間で損益通算の範囲を拡大することの２点がある。金融商品間の課税の中立性・簡素性の観点からは、特に新しい金融商品を開発し所得の発生・実現時点を操作することなどにより、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工することも可能になっている状況の下、課税方式の均衡化をできる限り図り、所得分類の違いによる税負担の違いを小さくしていくことが適当である。

（２）税制論からみた位置付け

我が国の所得税制は、包括的所得税を基本として構築されているが、金融所得課税については、課税ベース拡大のための取組みの中で、税制の中立性、簡索性、適正執行の確保などの観点から、比例税率による分離課税が導入されてきた。今般の金融所得課税の一体化は、現下の「貯蓄から投資へ」の政策的要請を受け、一般投資家が投資しやすい簡素で中立的な税制を構築する観点から、現行の分離課税制度を再構築するものである。

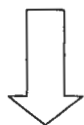
金融所得課税の一体化は、二元的所得税論の立場から主張されることもある。北欧諸国が二元的所得税を導入した際の、課税ベースの拡大、海外への資本逃避防止、資本所得間の中立性の確保などの問題意識は我が国の税制を考えるに当たっても重要な点である。他方、北欧諸国の二元的所得税においては、資本所得に対する税率と勤労所得の最低税率、法人税率は同水準に設定されているが、勤労所得の最低税率が 30%前後と我が国に比べ著しく高い水準にあるなど、税率構造が我が国と著しく異なる。また、二元的所得税を導入すれば、あらゆる種類の所得（事業所得、雑所得、一時所得、不動産所得等）を資本所得と勤労所得とに二分することが必要となる。資産の中でも、土地等については、帰属地代・家賃に課税できないという問題のほか、我が国では公共性のある資産という土地基本法上の位置付けを踏まえて特別の税制上の取扱いがなされており、税制上、金融商品とは異なる面もある。こうしたことから、所得税制全体のあり方として、北欧型の二元的所得税については、今後、我が国の経済・財政状況や税体系を踏まえ、引き続き検討していく必要がある。

「金融所得課税の一体化」に向けた取組み

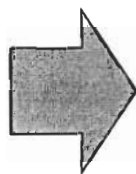
○家計金融資産の効率的活用が
経済活力維持の鍵



○一般個人の資産を活用



預貯金並みの手軽さで
株式投資できる税制



〔留意点〕

- ・ 公平・中立・簡素、執行可能性の確保
（資料情報制度の整備等）
- ・ グローバル化の中での海外への資金
シフトのおそれ

20%定率課税：【課税方式の均衡化】

- ・ 上場株式等の譲渡益申告分離課税の税率を26%から20%に引下げ【13年11月改正】
- ・ 上場株式等の配当（大口以外）について原則総合課税から20%定率課税（申告不要）を導入【15年度改正】
- ・ 公募株式投信の譲渡益申告分離課税の税率を26%から20%に引下げ【16年度改正】

税務署への申告不要：【簡素化・利便性】

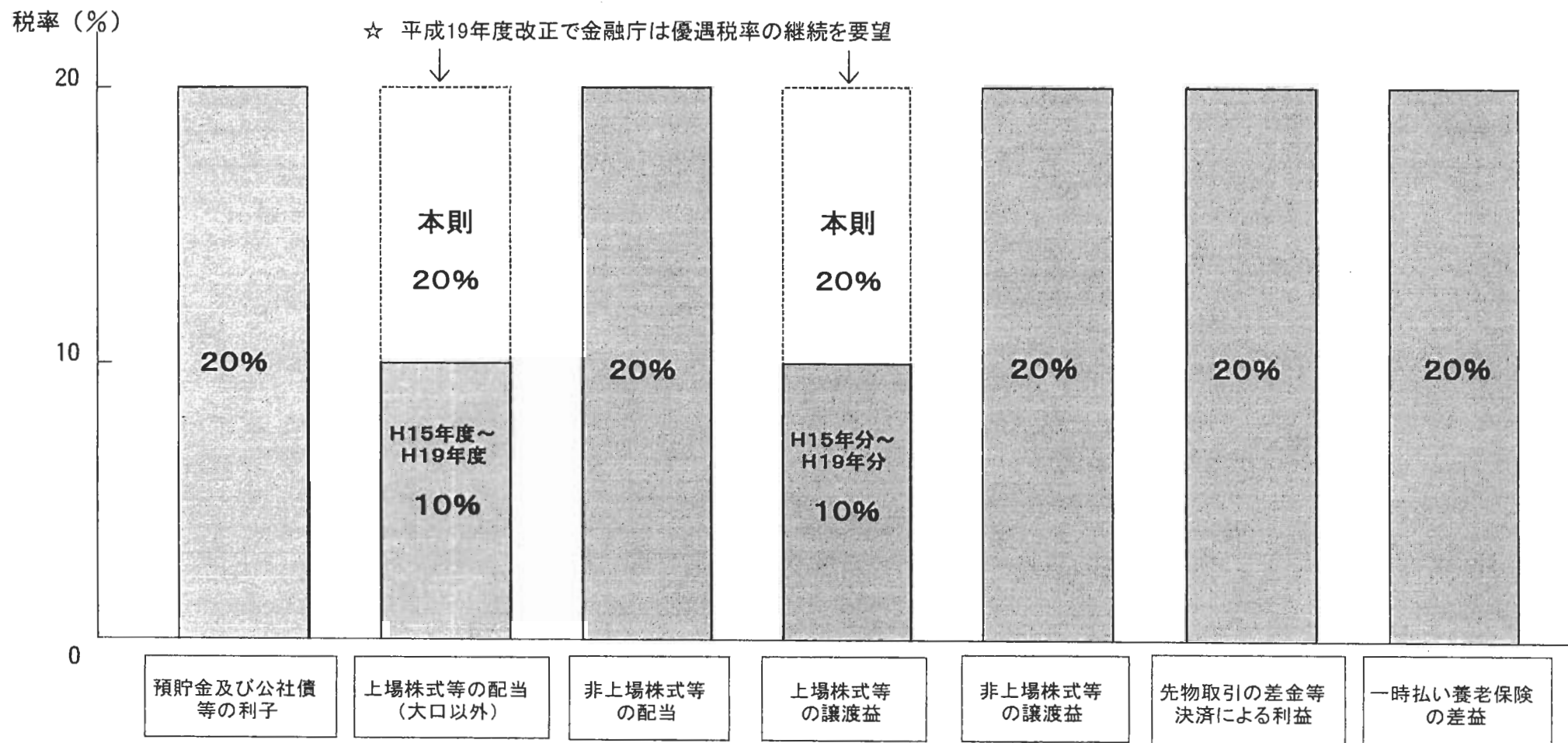
- ・ 上場株式等の譲渡益について、特定口座を通じて源泉徴収のみで納税が完了する仕組みの導入【14年度改正】
- ・ 上場株式等の配当（大口以外）について、源泉徴収のみで納税が完了する仕組みの導入【15年度改正】

繰越控除制度の創設等：【投資リスクへの配慮】

- ・ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除制度を創設【13年11月改正】
- ・ 公募株投の解約・償還損益と株式譲渡損益との通算を可能に【15年度改正】

主な金融商品の税率

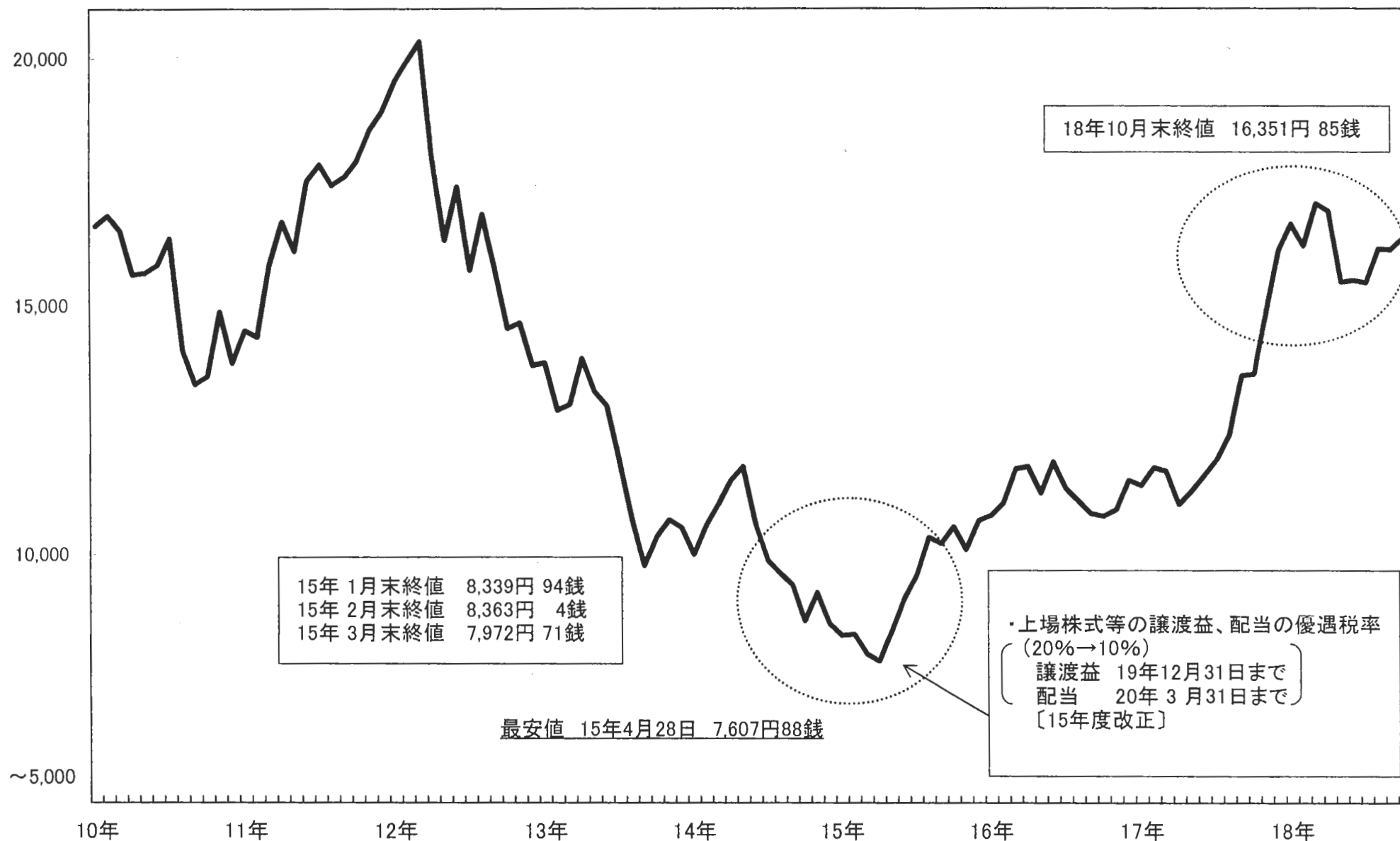
- 税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化することが適当。
- 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっており、税率等の課税方式を均衡化することが公正・中立・簡素の観点から必要。



- (注) 1. 上記のほか、「定期積金の給付補てん金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。
2. 上記税率には、所得税のほか、個人住民税を含む。
3. 配当は源泉徴収税率である。原則として総合課税であるが、上場株式等（大口以外）及び少額の非上場株式等の配当については、申告不要とすることができる。

日経平均株価(月末終値)の推移と株式市場に係る税制上の措置

株価(円)

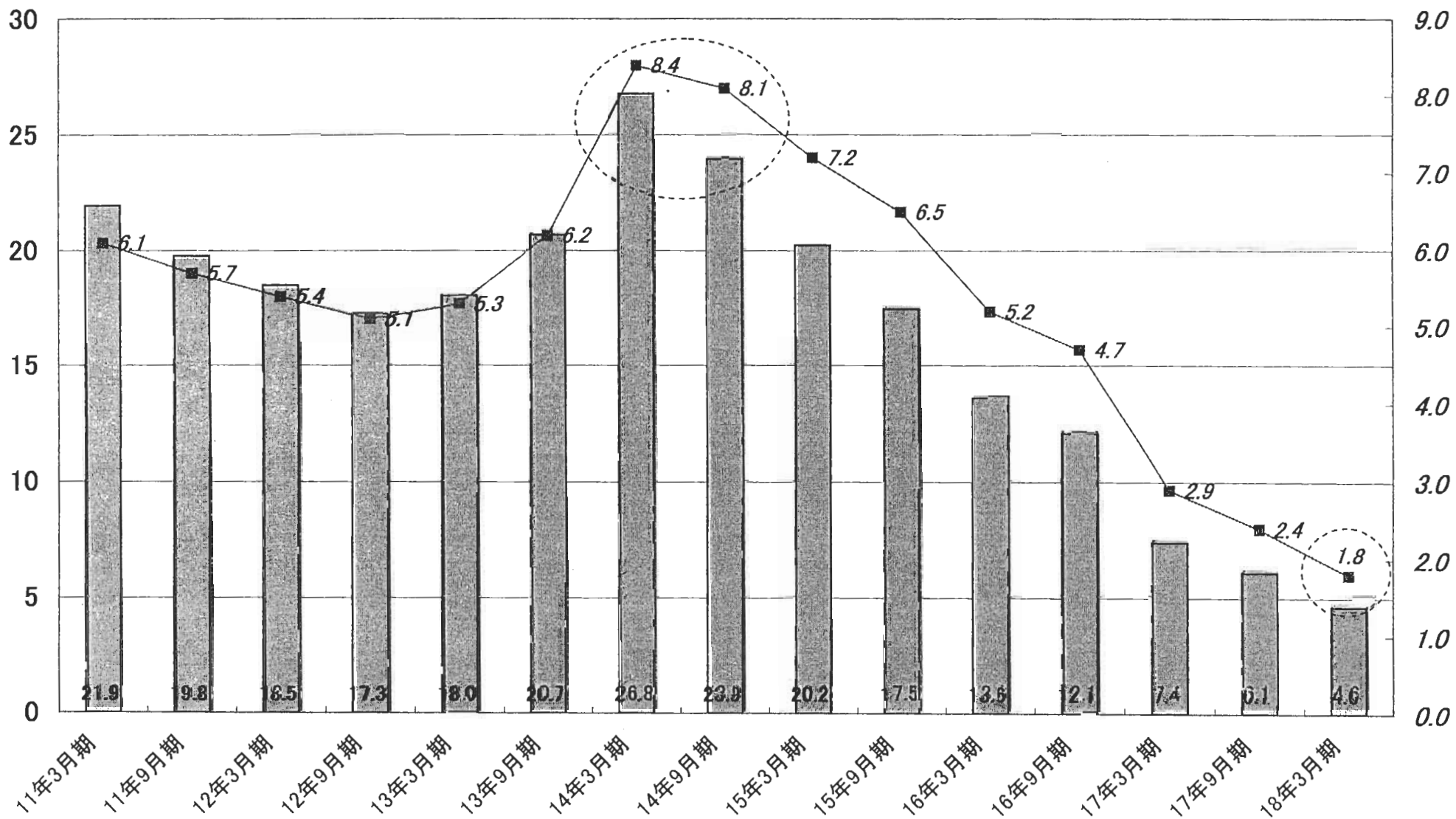


(注)日経平均株価は、銘柄入替え実施(12年4月)の前後を連続して比較する点では、指数としての連続性を失っている。

不良債権(金融再生法開示債権)の推移(主要行)

不良債権額(兆円)

不良債権比率(%)



(出典)金融庁「18年3月期における不良債権の状況等(ポイント)」(表1)金融再生法開示債権の推移

(注1)主要行の計数は都銀・長信銀等・信託銀から新生銀行及びあおぞら銀行を除いたもの。

(注2)不良債権比率=金融再生法開示債権÷総与信。

近年における経済活性化のための税制上の措置について

- 景気対策として講じられた定率減税、IT投資促進税制は経済の回復に応じて既に廃止済。
- 経済活力のためのインフラ整備としての証券税制改革は、今後とも維持・推進。

		11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年～	
景気・市場対策	「時限的措置」										
	定率減税	○						半減 △	廃止 ×		
	IT投資促進税制					○				廃止 ×	
	上場株式等の配当・譲渡益 に対する優遇税率(10%)					○				期限到来 ×	
抜本的見直し (経済のインフラ整備)	「恒久的措置」										
	諸外国並への法人税率の 引下げ	○									→
	相続税改革 (相続時精算課税制度等)					○					→
	上場株式等の配当・譲渡益 の税率を利子並みに引下げ			上場株式等の譲渡益 ○	→	上場株式等の配当 ○					→
	上場株式等の配当・譲渡益 の税務署への申告不要			上場株式等の譲渡益 ○	→	上場株式等の配当 ○					→

(注) 税制改正における改正年度を表す。

上場株式等の配当、譲渡益に対する時限的優遇税率の継続に関する論点

- 金融商品間の課税の中立性確保・均衡化
- 金融技術を駆使した租税回避への対処
- 景気対策として講じられた定率減税等は、経済の回復に応じて既に廃止済
- 優遇税率導入時に比し、株式市場は著しく活性化。不良債権問題にも目途
- 金持ち優遇税制・不公平税制・格差助長との批判

平成 15 年度改正により廃止された長期保有上場特定株式等の 100 万円特別控除について

平成 15 年度における税制改革についての答申(抄)

平成 14 年 11 月 政府税制調査会

平成 15 年度税制改正では、こうした方向性を視野に入れて、配当課税や株式投資信託に対する課税について、簡素化・合理化を図る。また、既存の株式譲渡益に係る優遇措置は複雑で分かりにくく、できる限り簡素化する方向で改善していく。同時に、特定口座制度についても、投資家利便の向上に資する観点での見直しを行う。

○ 平成 15 年度税制改正により、期限の到来を待たず、長期保有上場特定株式等の 100 万円特別控除は廃止された。

【廃止前の制度の概要】

上場特定株式等の譲渡益から 100 万円を特別控除

<適用期間>

平成 13 年 10 月 1 日から 17 年 12 月 31 日まで⇒平成 14 年 12 月 31 日をもって廃止

<適用対象株式>

保有期間 1 年超の上場特定株式等

金融所得課税の一体化についての基本的考え方（抄）

平成 16 年 6 月
政府税制調査会
金融小委員会

二 金融所得課税一体化の具体的内容

2. 損益通算等

（1）損益通算についての考え方

現行税制において金融所得は利子、配当、株式譲渡所得等の様々な異なる所得分類に属し、異なる所得分類間の損益通算は制限されている。株式譲渡損失は株式譲渡益から控除可能であり、また上場株式等の譲渡損失は3年繰越しも可能とされているが、譲渡損益の発生状況によっては、損失を控除し切れない場合もある。金融所得は、経済的に見ればいずれも金融商品から生じる利益や損失である。これを踏まえ、金融所得の間で損益通算の範囲を拡大し、損失の控除をより広く可能とすることにより、現行の取扱いよりも投資リスクを軽減することが期待されている。その結果、一般の個人投資家のリスク資産への投資促進に資する。

一方、税制として見れば、個人所得課税は、課税期間を暦年で区切り、その期間中に実現した所得に課税を行う税である。こうした所得税制上、譲渡所得は、資産を取得した時から一定の期間をかけて発生した含み損益が納税者の任意で行われる譲渡によって実現した際に課税されるものである。これに対し、利子、配当などの経常所得は基本的に毎期実現し課税されるものである。このような税制上の性格の違いから、主要諸外国においても、譲渡所得と経常所得との間の損益通算を認めていない国が多く、認めている米国でも年間3,000ドル以下に制限されている。

また、損益通算の対象となる損失と利益との課税の均衡も必要である。分離課税される所得と総合課税される所得との間の損益通算や、分離課税でも税率の異なる所得の間の損益通算を認めることは適当でない。

さらに、損益通算の範囲を拡大すると税収が大きく減少する可能性がある。したがって、具体的な制度設計に当たっては、現在の危機的な財政状況を踏まえ、税収への影響についても考慮する必要がある。

こうした税制上の留意点を踏まえつつ、「貯蓄から投資へ」という政策的要請に応えて、株式譲渡損失との損益通算を認める範囲を、利子所得も含め金融所得全般にわたり、できる限り広げていくことが適当である。その際、損益通算の範囲拡大に適切に対応できるよう、申告に先立って支払時点で徴収しておく源泉徴収制度や取引の把握のための資料情報制度など執行体制の整備が必要である。

三 納税環境の整備

（２）番号制度

損益通算を行うための申告が行われると、税務当局において納税者の申告する損益をチェックせねばならない。まず、取引時の本人確認の徹底により、取引が真正な名義で行われることを担保する必要がある。また、支払者が税務当局に提出した支払調書の内容と、納税者が提出した申告書の内容とを、税務当局は限られた人員と時間でマッチングしなければならない。その場合、官民双方にとってより簡便な方法による正確なマッチングを通じて適正な納税を実現するためには、何らかの番号制度を利用することが必要である。

損益通算の範囲の拡大は投資家の利便性を向上させるものであるが、番号制度に対して未だ国民の理解が必ずしも十分でない。そこで番号制度を一律に導入することについては慎重な対応が望まれる。番号制度を導入する場合には、損益通算の適用を受けようとする者は番号を利用し、そうでない者は番号を利用しなくてよいという選択制とすることが考えられる。選択制とする場合、これまでの「納税者番号制度」の論議において前提条件とされていた全国民を対象とする全国一連の番号である必要はなく、新たな番号を活用することも可能である。今後の検討においては、マッチングの実効性を確保する方法や官民に生じるコストなどの負担面も、具体的に検討する必要がある。

（以下略）

○ 平成19年度税制改正要望項目（平成18年8月 金融庁）より

(2) 「金融商品課税の一体化」に向けた取組み（損益通算範囲の拡大等）

「貯蓄から投資」の加速・定着（現行証券税制（10%）の拡充・継続）を最優先としつつ、「金融商品課税の一体化」に向けた取組みをさらに進め、投資家がリスク資産に投資しやすい環境を整備するために必要な税制上の措置を講ずる。

【現行制度・問題点】

損益通算の範囲が限定的であり、リスク資産の損失が十分な配慮を受けていない。

※株式等の譲渡損益間の損益通算は可能だが、株式等の譲渡損失と配当所得との損益通算は不可。

【要望事項】

- 上場株式等の譲渡損失と配当所得との損益通算を可能とすること。その際、特定口座の利用を可能とすること。
- 株式先物・オプション取引等各種金融商品課税を株式・株式投資信託と同一のものとすること。

（参考）損益通算の範囲拡大イメージ

